

第6期中野市障がい福祉計画
第2期中野市障がい児福祉計画

令和3年度～令和5年度

令和3年3月

障がい者の意志に基づき、暮らしたい人とその人
らしく生き活きと安心して暮らせる地域のために

第1章	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	障がい福祉計画策定の趣旨	
2	計画の位置付け	
3	計画の期間	
4	基本理念	
5	障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方	
6	計画期間中の見直しについて	
	【資料】	
1	中野市の障がい者・児数	
2	障がい福祉サービス等の種類について	
第2章	成果目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
1	福祉施設入所者の地域への移行	
2	障がい者の地域生活	
3	福祉施設から一般就労への移行	
4	障がい児支援の提供体制の整備等	
5	相談支援体制の充実・強化等	
6	障がい福祉サービス等の質を向上するための取組を実施する体制の構築	
第3章	障がい福祉サービス等の必要な量（活動指標）の見込み・・・・・・・・	18
1	障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量（活動指標）の見込み及び見込み量確保のための方策	
2	障がい福祉サービス等の基盤整備	
第4章	地域生活支援事業について・・・・・・・・・・・・・・・・	25
1	理解促進・研修啓発事業	
2	自発的活動支援事業	
3	相談支援事業	
4	成年後見制度利用支援事業	
5	成年後見制度法人後見支援事業	
6	意思疎通支援事業	
7	日常生活用具給付事業	
8	手話奉仕員養成研修事業	
9	移動支援事業	
10	地域活動支援センター事業	
11	日中一時支援事業（任意事業）	
12	自動車運転免許取得・改造助成事業（任意事業）	
13	訪問入浴サービス事業（任意事業）	
第5章	計画の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・	30
1	庁内の推進体制	
2	地域の各種団体との連携	
3	国・県との連携	
4	計画の進行管理	

※「障害」の表記について

「障害」という用語が人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記しております。ただし、法令の名称や用語、機関・団体の名称等固有名詞を用いる場合は除きます。

第1章 はじめに

1 策定の趣旨

「第6期中野市障がい福祉計画・第2期中野市障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の「すべての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念を実現するため、また、児童福祉法における障がい児通所支援等の提供体制を整備し、円滑な実施を確保するため、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、国の定める基本方針（平成18年厚生労働省告示第395号：令和2年5月19日改正）（以下「基本指針」という。）に即し、地域において必要な「障がい福祉サービス」「相談支援」「地域生活支援事業」並びに「障がい児通所支援等」の各種サービスが、計画的に提供されるよう令和5年度におけるサービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

平成30年3月に策定した「第5期中野市障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」が、令和2年度末をもって期間が終了することから、これまで実施してきた施策の成果や課題等を踏まえて、令和3年度からの新たな計画となる本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障がい児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。

3 計画の期間

計画の期間は、国の基本指針により、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

4 基本理念

全ての障がい者及び障がい児が、必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することが妨げられないこと、並びに障がい者及び障がい児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨とする法の基本理念を踏まえつつ、「障がい者の意思に基づき、暮らしたい場所で、暮らしたい人とその人らしく、生き活きと安心して暮らせる地域の実現」を

目指して次に掲げる点に配慮して策定します。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援のもと、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制を強化・促進します。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図ります。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、さらに難病患者等についても法に基づく給付の対象となっているので、引き続きその旨の周知を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活の拠点づくり、NPO等による*インフォーマルサービス（*公的機関による制度に基づくサービスや支援以外のもの）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会をめざします。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援する必要があります。

そのために、「障害児通所支援及び障害児相談支援の地域支援体制の構築」「ライフステージに沿った保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携した切れ目のない一貫した支援体制」

「地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進」「特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備」「障がい児相談支援の提供体制の確保」を図り、健やかな育成のための発達支援を行います。

(6) 障がい福祉人材の確保

障がい福祉サービス等の提供を行う人材を確保するため、研修の実施、他職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組みます。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、特に障がい者の文化芸術活動の推進や視覚障がい者等の読書環境の計画的な整備の推進を図ります。

5 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

本計画の成果目標を達成するための障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方は、以下のとおりです。

(1) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

① 地域生活で必要とされる訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）の利用は増加傾向にあることから、ニーズに沿った形で提供される訪問系サービスの充実を図ります。

② 住み慣れた地域で利用することができる日中活動系サービスの保障

障がい者等が、地域と関わりを持ちながら住み慣れた地域で利用することができるよう、日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター）を保障します。

特に、就労継続支援では、平成29年9月に開所した「障がい者就労継続支援A型事業所」と農福連携事業を進めながら、その事業を拡大し、より多くの障がい者の自立を図ります。

③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援、地域定着支援等の推進により、入所等から日中サービス支援型共同生活援助への地域生活への移行をさらに進めます。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障がい者等の地域における生活の維持及び継続が図られるようにします。

さらに、地域生活支援の機能を強化するため、地域生活支援拠点の機能としての「総合安心センター」と「地域あんしんコーディネーター」を中心に、複数の機関が分担してその機能を担う体制（以下、「面的な体制」）の強化を図るとともに、ひとり暮らし体験事業を加え、地

域全体で支えていく体制の充実・強化を図ります。

④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の一層の充実により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

また、就労定着支援事業により、一般就労移行後も引き続き、相談、指導及び助言等を行い、就労の継続・定着の支援を充実します。

(2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

① 各種ニーズに対応する相談支援体制の構築

障がい者等が地域において自立した生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

このため、福祉に関する様々な問題について、障がい者等からの相談に応じる体制の整備に加え、利用者及び地域の障がい福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、市が指定する特定相談支援事業所の充実のための施策を確保します。

また、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談センター等重層的な仕組みを基に、検証・評価を行いながら、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等、各種機能のさらなる強化・充実に向けた取組を行います。

② 地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保及び地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実

施設入所者数等を勘案し、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。

併せて、障がい者等の地域での生活の定着を図るため、地域生活支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

③ 発達障がい者等に対する支援

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制の確保を図るとともに、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関との連携を図ります。

(3) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児については、子ども・子育て支援法第2条第2項において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するよ

うに支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていること及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の観点から、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から高等学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供する体制の構築を図ります。

① 地域支援体制の構築

障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。

② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関連機関と連携した支援

保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策と緊密な連携を図ります。

また、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等が、緊密な連携を図るとともに、教育委員会等との連携体制を維持します。

③ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

保育所等訪問支援を活用し、育ちの場での支援に協力できる体制を維持し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

的確にニーズや現状の支援体制の把握に努め、協議の場を通じて、各関連分野が共通の理解を持つとともに、協働する総合的な支援体制を構築していきます。

また、医療的ケア児が利用する短期入所の役割や在り方について、検討し、地域において計画的に運営されるよう体制を整備します。

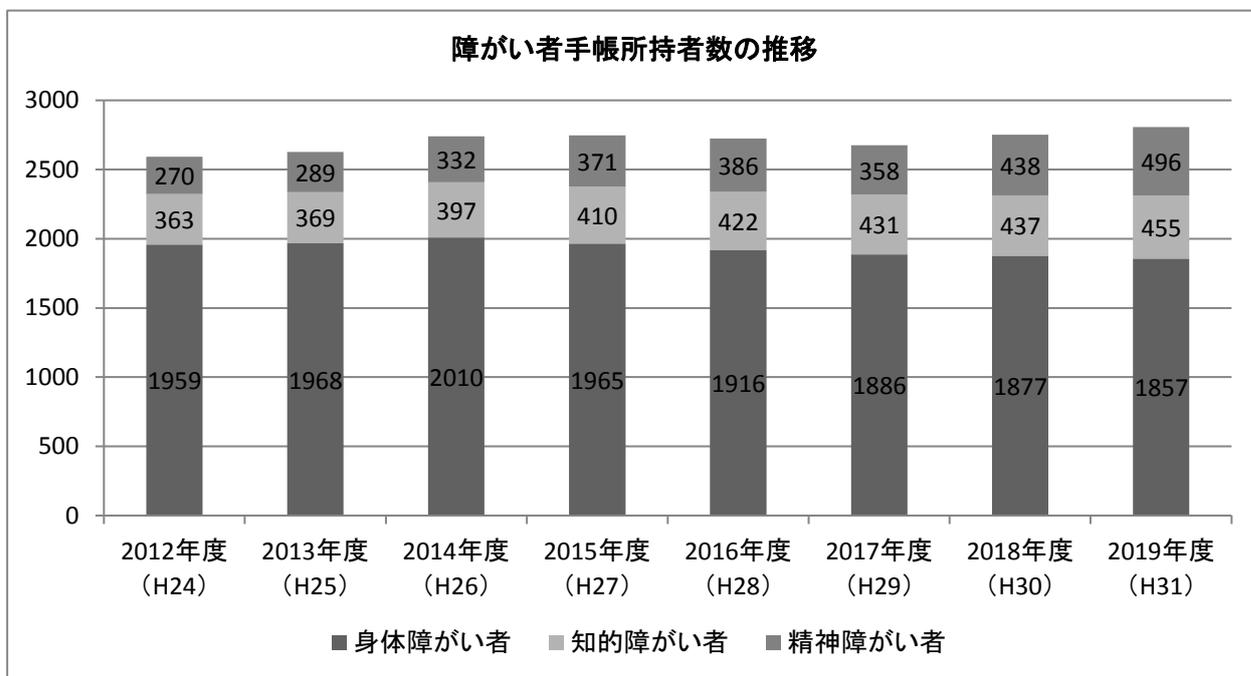
6 計画期間中の見直しについて

本計画については、毎年度、成果目標等について進捗状況等を確認し、障がい者等に係る施策や関連施策の動向も踏まえながら、年1回、自立支援協議会を通じて、分析及び評価を行い、必要に応じて見直します。

《資料》

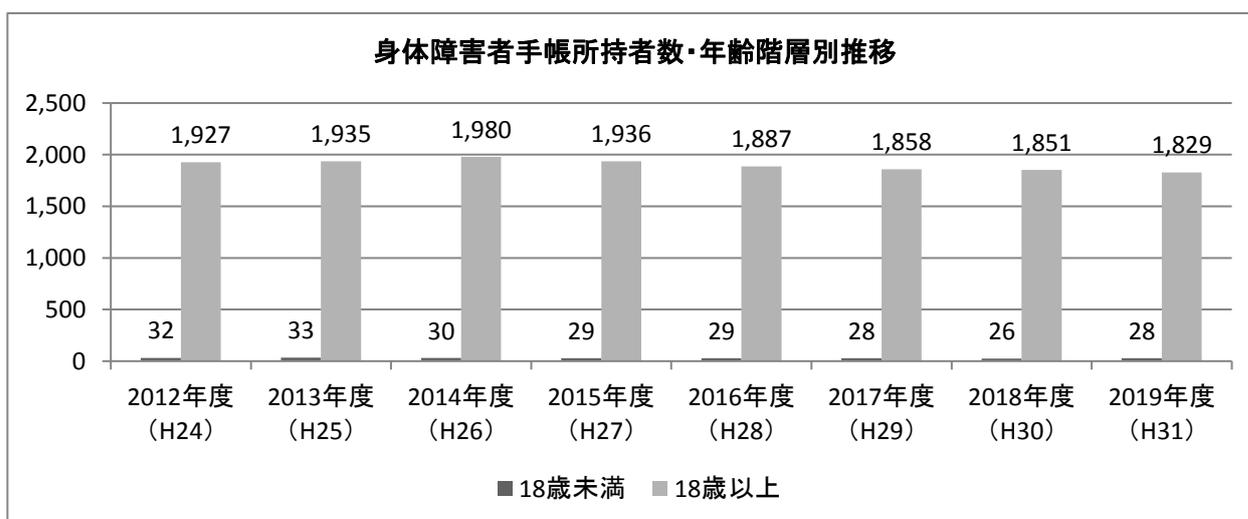
1 中野市の障がい者・児数（数字は各年度末現在・単位：人）

(1) 障がい者手帳所持者数

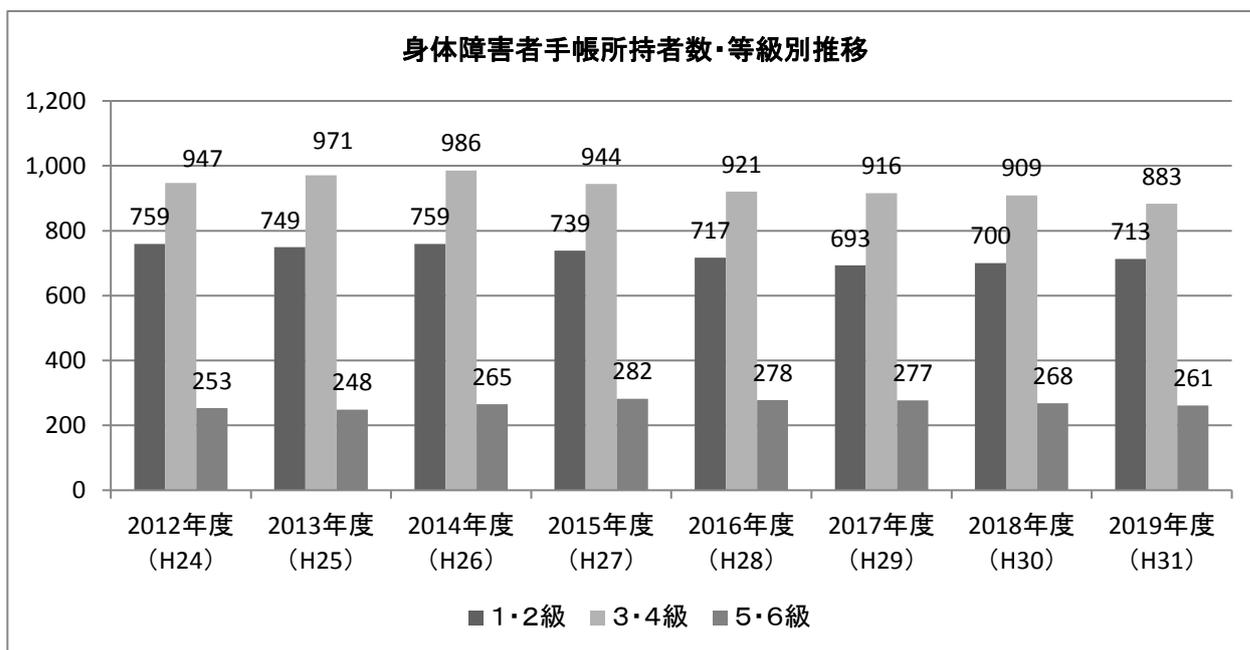


(2) 身体障がい者・児

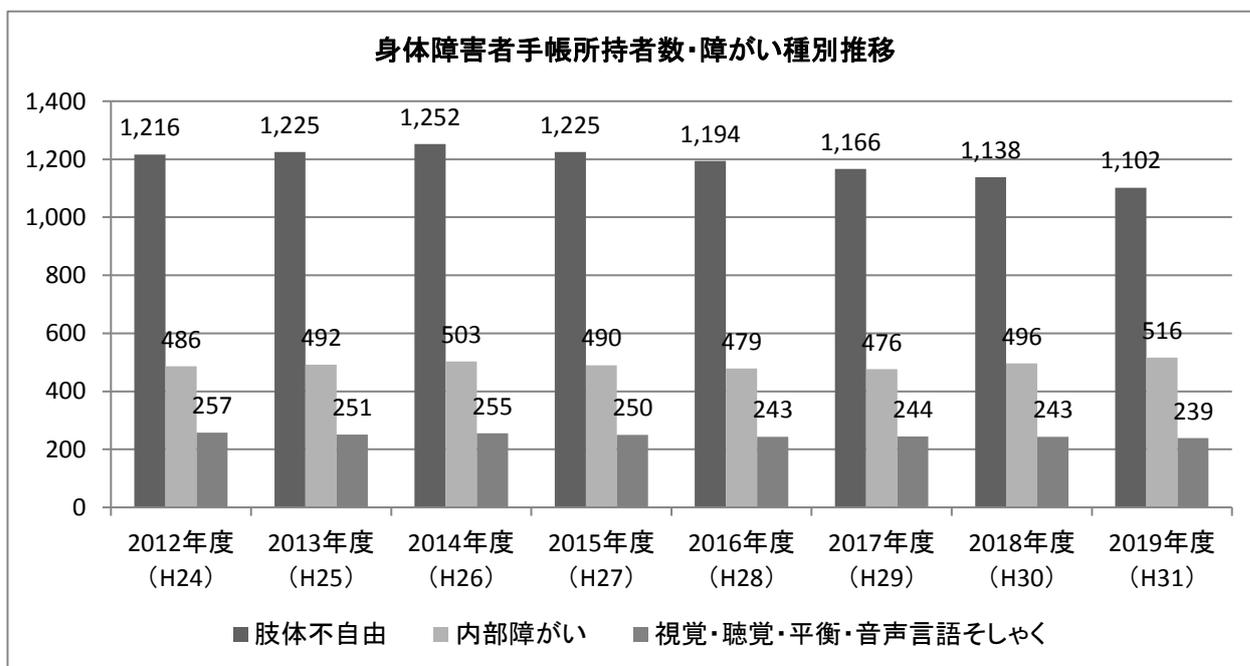
① 身体障害者手帳所持者数の年齢別階層の推移



② 身体障害者手帳所持者数の等級別の推移



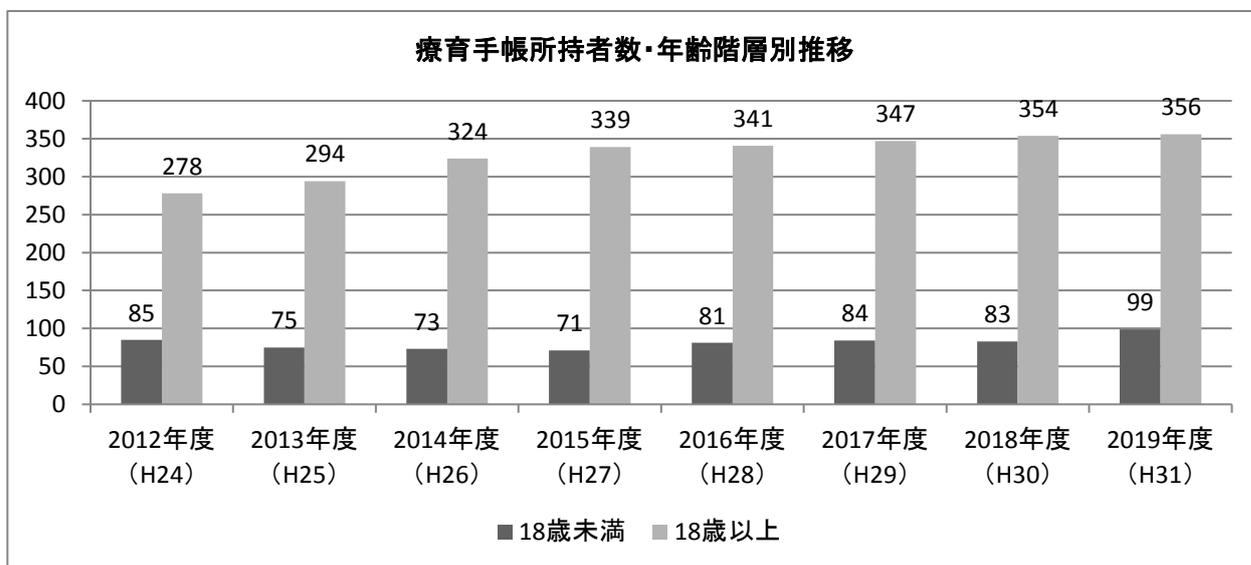
③ 身体障害者手帳所持者数の障がい種別の推移



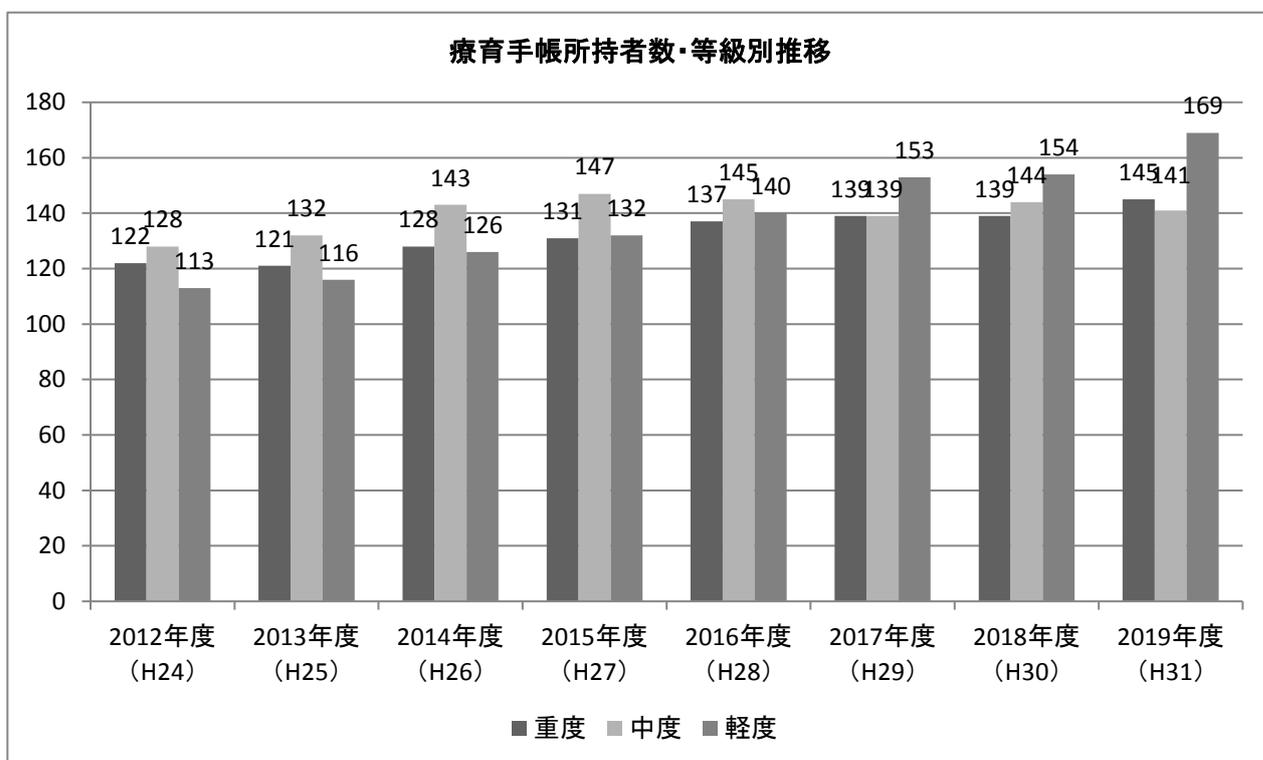
(注) 「内部障がい」には、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫・肝臓が含まれる。

(3) 知的障がい者・児

① 療育手帳所持者数の年齢階層別の推移

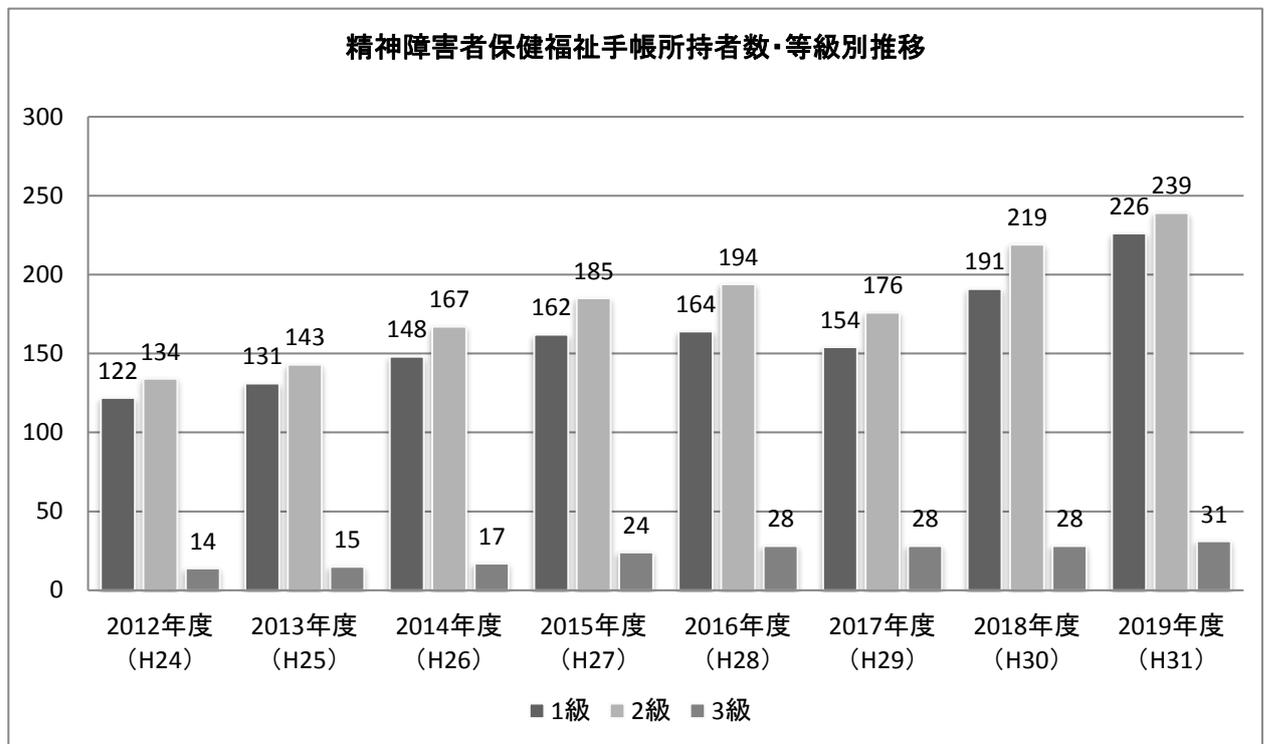


② 療育手帳所持者数の等級別の推移



(4) 精神障がい者・児

① 精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移



2 障がい福祉サービス等の種類について

(1) 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス

	サービス名	サービス内容
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する者に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する者に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている者が行動するときに、危険を回避するために必要な援護や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする障がい者に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会等を提供します。
	自立訓練（機能訓練）	身体障がい者又は難病等対象者に、一定期間、理学療法等のリハビリテーションや生活能力の維持向上のための必要な訓練を行います。
	自立訓練（生活訓練）	知的障がい者又は精神障がい者に、一定期間、入浴や排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むための必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な障がい者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労することが可能な者に、雇用して就労する場を提供するとともに必要な訓練を行います。
	就労継続支援（B型）	雇用契約に基づく就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、生産活動を通して、知識及び能力を習得するための訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した者に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

	療養介護	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
居住系サービス	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する者に対して、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている者にはサービスも提供します。
	施設入所支援	施設入所する者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
相談支援	計画相談支援	障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整を行います。
	地域移行支援	障がい者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、居宅確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

(2) 児童福祉法に基づく障がい児のサービス

サービス名		サービス内容
通所系サービス	児童発達支援	未就学の障がい児に対して、 ①児童発達支援センター 通所のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、「地域で生活する障がい児や家族への支援」「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。
	医療型児童発達支援	
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態にあり外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供します。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上の他面の訓練等を継続的に提供します。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児を訪問し、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
入所系サービス	福祉型障害児入所施設	障がい児に対して、保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設	障がい児に対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。
相談支援	障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整を行います。

第2章 成果目標

国が、令和2年5月に示した「障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、本計画における成果目標を、次のように設定します。

1 福祉施設入所者の地域への移行

区分	目標	備考
福祉施設に入所している障がい者の令和5年度末までの地域生活への移行者数	12人	<u>国の考え方</u> ・令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。 中野市における設定方法 ・令和元年度末入所者数41人のうち12人(29.3%)が地域生活へ移行。
令和5年度末の福祉施設の入所者数の減少	10人 24.4%	<u>国の考え方</u> ・令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。 中野市における設定方法 ・令和元年度末時点の施設入所者数41人から10人削減する。

○入所施設1カ所を縮減するため、グループホームへの移行準備を進めていきます。

○施設入所から暮らしたい場所への地域移行の取組みを強化するために、相談体制を核とした、グループホームの整備や在宅福祉サービスの充実、農業と福祉の連携による就労支援等を積極的に進めていきます。

2 障がい者の地域生活支援拠点等が有する機能の充実

区分	目標	備考
地域生活支援拠点等の充実	面的な体制の機能の強化	<u>国の考え方</u> ・1拠点以上を確保しつつ、機能充実のため年1回以上運用状況を検証・検討する。 中野市における設定方法 ・事業検討会を毎月開催し、機能充実のための検討を継続する。

○地域で安心して暮らせるために、基幹相談支援センター、圏域で設置した「総合安心センター」と「地域あんしんコーディネーター」を中心に、相談支援機能の強化と地域全体で支えていく面的な体制の機能の強化を図ります。

3 福祉施設から一般就労への移行

区分	目標	備考
就労移行支援における一般就労への移行実績	1.30 倍以上	<u>国の考え方</u> ・一般就労への移行実績、令和元年度の 1.30 倍以上 中野市における設定方法 ・国の目標どおり設定
就労継続支援 A 型における一般就労への移行実績	概ね 1.26 倍以上	<u>国の考え方</u> ・一般就労への移行実績、令和元年度の 1.26 倍以上 中野市における設定方法 ・国の目標どおり設定
就労継続支援 B 型における一般就労への移行実績	概ね 1.23 倍以上	<u>国の考え方</u> ・一般就労への移行実績、令和元年度の 1.23 倍以上 中野市における設定方法 ・国の目標どおり設定
職場定着率の増加	7 割が就労定着支援事業を利用	<u>国の考え方</u> ・就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用 中野市における設定方法 ・国の目標どおり設定

○就労移行支援事業所、就労定着支援事業所を設ける。

(1) 福祉施設から一般就労へ移行した障がい者の人数

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
単年度実績（人）	4	6	5	5	7

○福祉施設（就労移行支援、自立訓練等障がい福祉サービスを提供する事業所）から一般就労へ移行する障がい者は、過去の実績を勘案して見込みました。

(2) 福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者数

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援事業等から一般就労への移行者数（人）	5	5	7
上記のうち就労定着支援の利用者数（人）	2	4	3
割合（％）	40	80	43

○就労定着支援を利用する者の割合を、令和元年度の実績以上を勘案して見込みました。

(3) 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援事業所数（箇所）	0	0	1
上記のうち就労定着率8割以上の事業所数（箇所）	0	0	1
割合（％）	—	—	100

○就労定着支援事業所の開設を目指すこととし見込みました。

4 障がい児支援の提供体制の整備

区分	目標	備考
児童発達支援センターの設置	1カ所	<u>国の考え方</u> ・令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上設置する。 中野市における設定方法 ・北信圏域児童発達ネットワークを構築する。
保育所等訪問支援事業の実施	体制の充実	<u>国の考え方</u> ・令和5年度末までに市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。 中野市における設定方法 ・実施済みの体制の充実を図る。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放	1カ所	<u>国の考え方</u> ・令和5年度末までに身近な地域（市町村）において支援を受けら

課後等デイサービス事業所の確保		れるように1カ所以上確保する。 中野市における設定方法 ・確保に向けて協議の場で検討する。
-----------------	--	------------------------------------------------------------

○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に向けた協議を引き続き行います。

5 相談支援体制の充実・強化等

区分	目標	備考
総合的・専門的な相談支援	実施	<u>国の考え方</u> ・障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。 中野市における設定方法 ・実施済みの体制の強化を図る。
相談支援事業者に対する訪問等による専門的指導・助言	件数	<u>国の考え方</u> ・相談支援事業者に対する訪問等による専門的指導・助言件数の見込みを設定する。 中野市における設定方法 ・50件
相談支援事業者の人材育成	支援件数	<u>国の考え方</u> ・相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。 中野市における設定方法 ・35件 ・主任相談専門員による人材育成を実施する。
相談機関との連携強化の取組	実施回数	<u>国の考え方</u> ・相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込みを設定する。 中野市における設定方法 ・130回 ・基幹相談センターを通じた連携強化の取組を実施する。

○総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化する体制を確保します。

○潜在的な要支援者への早期介入等に取り組み、他機関連携を強化し、地域包括ケアシステムの構築に繋がります。

6 障がい福祉サービス等の質を向上するための取組を実施する体制の構築

区分	目標	備考
障がい福祉サービス等に係る各種研修	研修参加職員数 3名以上	<u>国の考え方</u> ・都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他研修への市町村職員の参加。 中野市における設定方法 ・研修参加職員数を見込む。
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	年1回実施	<u>国の考え方</u> ・審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の有無とその実施回数。 中野市における設定方法 ・体制を確保し、年1回実施する。

○利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うため、上記体制を確保します。

第3章 障がい福祉サービス等の必要な量（活動指標）の見込み

1 障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量（活動指標）の見込み 及び見込量確保のための方策

障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量（活動指標）については、既存の施設利用者が円滑にサービスを利用できること、できる限り身近な地域でのサービス利用が可能となることを目指し、必要な量を見込んでいます。

(1) 訪問系サービス

① 必要な量の見込み（各年度1か月あたりの平均）

種類	単位	令和 元年度 (実績)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護	利用時間 (時間)	540	653	680	707
	利用者数 (人)	56	61	63	66
重度訪問介護	利用時間 (時間)	4	4	4	4
	利用者数 (人)	1	1	1	1
同行援護	利用時間 (時間)	25	25	25	25
	利用者数 (人)	6	6	6	6
行動援護	利用時間 (時間)	792	971	1,059	1,146
	利用者数 (人)	26	31	34	37
重度障害者等包 括支援	利用時間 (時間)	0	0	0	0
	利用者数 (人)	0	0	0	0
訪問系サービス 合計	利用時間 (時間)	1,361	1,653	1,768	1,882
	利用者数 (人)	89	99	104	110

○過去の利用実績から、1年あたりの利用者の増減数と利用者一人あたりの平均利用時間を求め、サービス見込量を算出しています。

○重度障害者等包括支援事業所の設置に向けた検討を進めます。

② 見込量確保のための方策

- ・社会福祉法人、NPO法人等と連携し、障がい者とその家族が安心して暮らせるよう福祉サービスを継続して実施するとともに、さらなる充実等に努めます。

- ・事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、障がい福祉サービス事業所の指定に向けて支援します。

(2) 日中活動系サービス

① 必要な量の見込み（各年度1か月あたりの平均）

種類	単位	令和元年度（実績）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用日数（人日）	2,060	2,060	2,060	2,060
	利用者数（人）	116	116	116	116
自立訓練（機能訓練）	利用日数（人日）	26	26	26	26
	利用者数（人）	2	2	2	2
自立訓練（生活訓練）	利用日数（人日）	43	43	43	43
	利用者数（人）	3	3	3	3
就労移行支援	利用日数（人日）	143	118	102	85
	利用者数（人）	9	8	7	6
就労継続支援（A型）	利用日数（人日）	349	447	498	549
	利用者数（人）	17	22	25	27
就労継続支援（B型）	利用日数（人日）	2,338	2,338	2,338	2,338
	利用者数（人）	149	149	149	149
就労定着支援	利用者数（人）	1	2	2	2
療養介護	利用者数（人）	7	8	9	9
短期入所（福祉型）	利用日数（人日）	185	216	225	234
	利用者数（人）	29	33	35	36
短期入所（医療型）	利用日数（人日）	3	3	4	4
	利用者数（人）	1	2	2	2

○過去の利用実績から1年あたりの利用者の増減数と利用者一人あたりの平均利用日数を求め、サービス見込量を算出しています。

○就労定着支援については、前章の成果目標「福祉施設から一般就労へ移行した障がい者の人数」をもとに、3年を単位として支給決定されることも勘案し見込みました。

② 見込量確保のための方策

- ・障がいの状態や希望に合わせて施設を選択できるよう、日中活動の場の整備に努めます。
- ・働くことを希望する障がい者に対して、障がい特性や能力に応じた多様な就労の場を確保するなど、福祉的就労の場の充実を図ります。
- ・就労移行支援事業所を確保します。(社会就労センターへの機能付加を検討)。
- ・医療的ケアを必要とする障がい者(児)を受け入れられる医療型短期入所事業所の整備について、北信地域障がい福祉自立支援協議会を通じて、関係機関に働きかけをします。
- ・事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、障がい福祉サービス事業所の指定を受けていただくよう働きかけます。

(3) 施設系サービス

① 必要な量の見込み(各年度1か月あたりの平均)

種類	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数 (人)	0	1	1	1
共同生活援助	利用者数 (人)	64	64	64	64
施設入所支援	利用者数 (人)	45	42	40	31

○共同生活援助、施設入所支援については、過去の利用実績から1年あたりの利用者の増減数を求めるとともに、入所施設等から地域へ移行する者などを加味し、サービス見込量を算出しています。

○自立生活援助は、事業所があることから、サービス見込量を算出しています。

② 見込量確保のための方策

- ・より身近な場所でサービスの提供が受けられるよう、サービス提供基盤の整備を支援します。
- ・北信地域障がい福祉自立支援協議会と協力し、グループホームとなる物件探しなど新たな資源の確保に努めます。

(4) 相談支援

① 必要な量の見込み（各年度1か月あたりの平均）

種類	単位	令和元年度 （実績）	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援	利用者数 （人）	126	137	143	149
地域移行支援	利用者数 （人）	1	1	1	1
地域定着支援	利用者数 （人）	16	20	22	24

○過去の利用実績から1年あたりの利用者の増減数と利用者一人あたりの平均利用日数を求め、サービス見込量を算出しています。

○計画相談については、過去の利用実績から1年あたりの利用者の増減数を求めるとともに、入所施設等から地域へ移行する者を加味し、サービス見込量を算出しています。

② 見込量確保のための方策

- ・計画相談支援の質を確保し、充実させるため、指定特定相談支援事業者の指定を促します。
- ・北信地域障がい福祉自立支援協議会を通じて、配置する主任相談支援専門員とともに、相談支援専門員の資質の向上を支援します。

(5) 障がい児サービス

① 必要な量の見込み（各年度1か月あたりの平均）

種類	単位	令和 元年度 （実績）	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	利用日数 （人日）	31	35	35	35
	利用児童 数（人）	5	6	6	6
医療型児童発達 支援	利用日数 （人日）	0	0	0	0
	利用児童 数（人）	0	0	0	0
放課後等デイ サービス	利用日数 （人日）	485	524	524	524
	利用児童 数（人）	41	45	45	45
保育所等訪問 支援	利用日数 （人日）	10	10	10	10
	利用児童 数（人）	8	8	8	8

居宅訪問型児童 発達支援	利用日数 (人日)	0	0	0	0
	利用児童 数(人)	0	0	0	0
福祉型入所支援	利用児童 数(人)	0	0	0	0
医療型入所支援	利用児童 数(人)	2	2	2	2
障害児相談支援	利用児童 数(人)	22	23	23	23
医療的ケア児に 対する関連分野 の支援を調整す るコーディネー ター	配置人数	0	2	2	3

○児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援については、過去の利用実績を勘案し、見込みました。

○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、関連機関と連携し、配置したので、その役割を明確化し、さらに配置ができるよう努めます。

② 見込量確保のための方策

- ・障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、療育の場を確保します。
- ・教育、福祉、保健、医療等関係機関との関係者会議を開催するなど密接な連携を図り、一貫した相談・支援体制を構築します。

(6) 発達障がい者に対する支援

① 方策

- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の研修会の受講を検討します。
- ・主催する事業へのペアレントメンターの参加を検討します。
- ・ピアサポート活動について、学ぶ機会の設定について検討します。

2 障がい福祉サービス等の基盤整備

施設入所者等の地域生活への移行、その他地域における課題を踏まえ、必要となる障がい福祉サービス等の基盤整備を着実にを行うために、県との協働により計画的に行ってまいります。

(1) 障がい福祉サービス（1日あたりの平均利用者数）

種類	単位	令和 元年度 (実績)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	定員数 (人)	94	94	94	94
【再掲】生活介護 (通所のみ)		51	54	56	57
自立訓練 (機能訓練)		2	2	2	2
自立訓練 (生活訓練)		2	2	2	2
就労移行支援		7	6	5	4
就労継続支援 (A型)		16	21	23	25
就労継続支援 (B型)		107	107	107	107
就労定着支援		1	1	1	1
療養介護		9	11	12	12
短期入所 (福祉型)		19	22	23	24
短期入所 (医療型)		1	1	1	1
自立生活援助		0	1	1	1
共同生活援助		62	62	62	62
施設入所支援		43	40	38	30
特定相談支援	事業所数 (か所)	5	5	5	5
一般相談 (地域移行)支援		5	5	5	5
一般相談 (地域定着)支援		5	5	5	5

(2) 障がい児支援（1日あたりの平均利用者数）

種類	単位	令和 元年度 (実績)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	定員数 (人)	2	2	2	2
医療型児童発達 支援		0	0	0	0
放課後等デイサ ービス		23	24	24	24
福祉型児童入所 支援		0	0	0	0
医療型児童入所 支援		2	2	2	2
障害児相談支援	事業所数 (か所)	5	5	5	5

第4章 地域生活支援事業について

1 理解促進・研修啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去することを目的に、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけをし、共生社会の実現を図ります。

種類	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

○北信地域障がい福祉自立支援協議会と協力して実施しています。今後も引き続き実施します。

2 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

種類	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有

○デイホームところを運営しています。今後も引き続き実施します。

3 相談支援事業

障がい者等、障がい児の保護者又は介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

種類	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者 相談支援事業	実施箇所数 (か所)	1	1	1	1
	基幹相談 支援センター の設置の有無	有	有	有	有
相談支援 機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有
住宅入居等支援 事業	実施の有無	無	無	無	無

○北信圏域障害者総合相談支援センターに委託して実施しています。

4 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ります。

(人)

種類	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業	実利用者数	32	32	32	32

○北信圏域権利擁護センターに委託して実施しています。実利用者数については、過去の利用実績を勘案し、一定量で見込みました。

5 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

種類	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有

○北信圏域権利擁護センターを設立（平成27年度）し、同センターの運営を受託した法人が、成年後見制度法人後見を実施しています。法人後見の活動をさらに進め、また、中核機関を設置します。

6 意思疎通支援事業

聴覚や視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることが困難な障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

(年間)

種類	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	実利用 件数	165	162	162	162
手話通訳者設置事業	実設置 者数	1	1	1	1

○手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、過去の平均的な実利用件数から見込みました。

○手話通訳者設置事業においては、平成 28 年度に手話通訳者を、設置しています。

7 日常生活用具給付事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

(年間)

種類	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	給付等件数(件)	4	7	7	7
自立生活支援用具	給付等件数(件)	6	10	10	10
在宅療養等支援用具	給付等件数(件)	7	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	給付等件数(件)	5	10	10	10
排泄管理支援用具	給付等件数(件)	774	883	891	899
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付等件数(件)	4	2	2	2

○介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、居宅生活動作補助用具(住宅改修費)については、過去の給付実績の平均値を各年度の目標としました。

○排泄管理支援用具は、過去の給付実績の増加推移を勘案し見込みました。

8 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。

(年間)

種類	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了見込み者数(人)	9	10	10	-

○養成研修は、令和3年度に入門課程、令和4年度に基礎課程とし、令和元年度の修了者数の実績を上回るよう見込みました。

9 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的としています。

(年間)

種類	単位	令和 元年度 (実績)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
移動支援事業	実利用者数 (人)	110	110	110	110
	延べ利用 時間数 (時間)	3,767	3,700	3,700	3,700

○移動支援事業は、実利用者数、述べ利用時間数ともに過去の利用実績の増加推移を勘案し見込みました。

10 地域活動支援センター事業

創作的活動又は生産活動等障がい者の日中活動の場を提供し、地域との交流、社会参加の促進を図ります。

(年間)

種類	単位	令和 元年度 (実績)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域活動支援 センター	実施 箇所数 (か所)	3	3	3	3
	実利用 者数 (人)	42	42	42	42

○地域活動支援センターは、実施箇所数については現在と同数とし、実利用者数については一定量で見込みました。

11 日中一時支援事業（任意事業）

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。

（年間）

種類	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実利用者数 (人)	15	21	24	27
	延べ利用日数 (件)	1,031	924	875	828

○日中一時支援事業は、実利用者数は、過去の利用実績の増加推移を勘案し見込み、延べ利用日数は、令和元年度から令和2年度が減少した実績を加味し、今後も障がい福祉サービスの利用により、減少すると見込みました。

12 自動車運転免許取得・改造助成事業（任意事業）

自動車運転免許の取得及び障がい者が運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成し、障がい者の社会参加の促進を図ります。

（年間）

種類	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得費助成事業	実利用件数 (件)	1	3	3	3
自動車改造費補助事業	実利用件数 (件)	1	3	3	3

○自動車運転免許取得費助成事業、自動車改造費補助事業ともに、過去の利用実績を勘案し、見込みました。

13 訪問入浴サービス事業（任意事業）

医療的ケア児等の家庭における生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図ります。

（年間）

種類	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	実利用人数 (人)	0	1	3	4

○医療的ケア児等の利用を見込みました。

第5章 計画の推進に向けて

1 庁内の推進体制

本計画は、障がいのある者の就労支援や地域生活への移行支援など、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育・労働等多様な分野にわたる施策の展開が必要となります。本計画を着実に進めていくため、関係機関等と連携をしながら、計画を推進します。

2 地域の各種団体との連携

障がいのある者一人ひとりに応じた自立と社会参加を進めるためには、障がいや障がいのある者に対する理解や地域の協力が重要となります。

そのため、市民をはじめ、北信地域障がい福祉自立支援協議会・医療機関等・社会福祉協議会・民生児童委員・地域団体・障がい者団体・障がい者相談支援専門員・ボランティア団体・サービス提供事業所・企業等と連携しながら、地域への啓発を進め、計画の推進を図ります。

3 国・県との連携

本計画の推進にあたっては、国及び県の動向を踏まえ、適切な施策展開を図ります。

また、障がい福祉サービス等にかかわる人材の養成については、県と連携しながら推進します。

制度などに関する問題点が生じた場合は、県を通じて国へ要望していきます。

4 計画の進行管理

本計画の着実な推進を図るため、計画の所管課である健康福祉部福祉課において進捗状況の取りまとめを行うとともに、北信地域障がい福祉自立支援協議会から意見を聴取し、計画の評価・点検を行い、計画の達成を目指します。

第 6 期中野市障がい福祉計画

第 2 期中野市障がい児福祉計画

作成者 中野市健康福祉部
福祉課障がい福祉係

作成日 令和 3 年 3 月